南越前町告示第　　　号

南越前町戸籍謄本等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、戸籍法(昭和22年法律第224号)又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の規定により戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前の申出により登録されたものに対し、その旨の通知を行う制度(以下「本人通知制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において「戸籍謄本等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2)　戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写し

(3)　住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載した事項に関する証明書

2　この告示において「第三者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1)　戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者の代理人

(2)　戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者

(3)　住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者の代理人

(4)　住基法第12条の3又は第20条第3項若しくは第4項の規定により戸籍謄本等の交付の申出をする者

(対象者)

第3条　本人通知制度による登録の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　戸籍法の規定により本町の戸籍(除かれたものを含む。)に記載され、又は記録されている者

(2)　住基法の規定により本町の住民基本台帳(消除されたものを含む。)又は戸籍の附票に記載され、又は記録されている者

2　前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は対象としない。

(登録の申出等)

第4条　対象者のうち、本人通知制度を利用しようとする者(以下「申出者」という。)は、あらかじめ南越前町本人通知制度登録申出書(様式第1号)により、町長に登録を申し出なければならない。

2　申出者は、本人による申出であることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証等(本人の顔写真が添付されたものに限る。)その他本人であることを証する書類を提示しなければならない。

3　代理人が第1項の規定による申出をしようとする場合は、前項に規定する本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、代理人が法定代理人であって、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人である旨の事実が確認できるときは、これを省略することができる。

(1)　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類

(2)　法定代理人以外の者　委任状

4　第1項の規定による申出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。

(登録等)

第5条　町長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南越前町本人通知制度登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登録し、その旨を文書により登録申出者に通知するものとする。

2　町長は、戸籍謄本等の交付を行う際に、前項の規定により登録者名簿に登録をした者(以下「登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録の変更又は廃止の届出)

第6条　登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録を廃止をしようとするときは、南越前町本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第2号)により町長に届け出なければならない。

2　第4条第2項から第4項まで及び第5条第1項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録の抹消)

第7条　町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消するものとする。

(1)　登録の廃止の届出があったとき。

(2)　死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3)　住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4)　国外に転出したとき。

(5)　第8条の規定による通知書が返戻されたとき。

(6)　その他町長が登録を抹消する理由が生じたと認めとき。

(登録者への通知)

第8条　町長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る戸籍謄本等を交付したときは、登録者又はその法定代理人に対し、南越前町戸籍謄本等交付通知書(様式第3号)により速やかに通知する。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(その他)

第9条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この告示は、令和7年9月1日から施行する。